

議会案第1号

階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び階上町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出します。

令和7年12月4日提出

提出者	階上町議会議員	上 道 二三男
賛成者	階上町議会議員	大 江 和 夫
賛成者	階上町議会議員	森 榮 吉
賛成者	階上町議会議員	大 下 修
賛成者	階上町議会議員	渡 部 高 明

階上町議会議長 長 根 岩 夫 殿

階上町議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定により作成された階上町地域防災計画に基づく復興計画の策定、変更又は廃止

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



提案理由

階上町議会基本条例第 17 条及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件について、所要事項を定めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(議員の議案提出権)

第112条第1項 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条第2項 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。